



2020年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2100

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社の株主である Chinook Holdings Ltd より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会の招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2020 年 12 月 24 日付「臨時株主総会招集請求書」）（以下「本書面」といいます。）を本日受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

Chinook Holdings Ltd

請求者は、当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求が行われた年月日

2020 年 12 月 25 日

3. 請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

- ① 当会社の成長投資及び資本政策の方針に関する件
- ② 定款一部変更の件

なお、本請求によれば、当社が上記①を株主総会の目的事項とする場合には、上記②については株主総会の目的事項とする必要はないとのことです。

(2) 議案の要領

本書面の「議案の要領」の全文を別紙 1、「提案の理由」の「要約」を別紙 2 として

添付しておりますので、ご参照ください。

(3) 招集の理由

本書面の「招集の理由」全文を別紙3として添付しておりますので、ご参照ください。

4. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上

(別紙1) ※ 別紙1の本文は本書面の記載のままです

①当会社の成長投資及び資本政策の方針に関する件

当会社の取締役会は、2021年4月1日から2026年3月31日までの間に終了する事業年度における成長のための戦略投資の方針についての合理的な説明を含む資本政策案を策定し、その内容について株主総会に上程し、承認を求めるものとする。当該決議が否決された場合、又は、2021年3月期にかかる定時株主総会までに当該議案が株主総会に上程されなかった場合には、当会社は、東芝Nextプランにおいて示された資本政策に従って、2021年4月1日から2026年3月31日までの間に終了する各事業年度に関して、財務諸表上の営業キャッシュフローの全額（ただし、会社法上の分配可能額を上限とする。）を剰余金の配当又は自己株式の取得により株主に還元することとする。

②定款一部変更の件

当会社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第34条を第35条に繰り下げる。

第34条（資本政策）

1 当会社の取締役会は、2021年4月1日から2026年3月31日までの間に終了する事業年度における成長のための戦略投資の方針についての合理的な説明を含む資本政策案を策定し、その内容について株主総会に上程し、承認を求めなければならない。

2 前項に定める資本政策案が株主総会で否決された場合、又は、2021年3月期にかかる定時株主総会までに前項に定める資本政策案が株主総会に上程されなかった場合には、当会社は、東芝Nextプランにおいて示された資本政策に従って、2021年4月1日から2026年3月31日までの間に終了する各事業年度に関して、財務諸表上の営業キャッシュフローの全額（ただし、会社法上の分配可能額を上限とする。）を剰余金の配当又は自己株式の取得により株主に還元することとする。

3 前項に定める「東芝Nextプラン」とは、2018年11月8日付で発表された全社変革計画（その後の変更を含む。ただし、2020年7月31日以後の変更を除く。）を指す。

(別紙2) ※ 別紙2の本文は本書面の記載のままです。

① 当会社の成長投資及び資本政策の方針に関する件

請求人は、ファラロン・キャピタル・マネージメント・エル・エル・シー（以下「ファラロン」といいます。）に資産運用を委託している法人です。ファラロンは、2017年以來、当会社の大株主として当会社との間で建設的な議論を継続しており、2019年6月開催の当会社定時株主総会においては、ファラロンのアジアにおける責任者を務めた経験を有するレイモンド・ゼイジ氏がファラロンの推薦に基づき、当会社の取締役役に選任されました。

ファラロンは、当会社が、車谷 CEO のリーダーシップのもと、内部管理体制・ガバナンスの強化及び財務体質改善・事業ポートフォリオ見直しを成功裏に実施し、東芝 Next プランに掲げた「インフラサービスカンパニーとして企業価値を最大化」するという目的のもと、構造改革による収益体質の改善を着々と進められている点を、非常に高く評価しております。

他方、当会社は、従前、東芝 Next プランにおいて、大型の M&A に依存するのではなく、自律的な成長と小規模 M&A により成長を目指す旨の成長戦略とこれを前提とした資本政策を約束・公表しておりました。ところが、2020年11月11日付「Moving on to Growth」と題する東芝 Next プラン進捗報告（以下「11月11日進捗報告」といいます。）で、この従前示されていた成長戦略を大きく変更し、成長戦略の方針に関する合理的な説明を何ら行わないまま、1兆円規模の資金を M&A 等に用いる旨の、東芝 Next プランとは明らかに異なる内容の成長戦略・資本政策を突如公表されました。

当会社の現取締役は東芝 Next プランを実行することを公約して取締役に選任されているというべきところ、この東芝 Next プランを大幅に変更し、大型の M&A の推進等のリスクを伴う成長投資を実行することを経営方針とするのであれば、そこには必然的に東芝 Next プランで示された資本政策からの大きな変更が伴います（これまでも、当会社は、過去20年間に実施した大型の M&A の後に総額約 1.8 兆円もの減損額を計上し、結果的に株主資本を減少させ、経営危機に陥っています。）。そして、当会社が 2020年7月に開催した定時株主総会においては、資本政策について株主総会が決議できる旨の定款変更議案が当会社により上程され、97.74%という極めて高い賛成率で可決されています。

以上の経緯からすれば、当会社が過去に約束した東芝 Next プランにおける成長戦略及び資本政策の大きな変更を行うのであれば、当会社の取締役会において、大型 M&A 等の戦略投資により目指すべきビジネスモデルを十分に検討し、大型 M&A 等の戦略投資の実行基準ないし方針に関する合理的な説明責任を果たした上で、当該方針について株主総会で株主の意思を確認することが適切であるとの見解に達しました。

そこで、請求人は、当会社に対して、上記議案（以下「本議案」といいます。）を目的事項とする臨時株主総会の招集を請求いたします。

②定款一部変更の件

請求人は、ファラロン・キャピタル・マネージメント・エル・エル・シー（以下「ファラロン」といいます。）に資産運用を委託している法人です。ファラロンは、2017年以來、当

会社の大株主として当会社との間で建設的な議論を継続しており、2019年6月開催の当会社定時株主総会においては、ファラロンのアジアにおける責任者を務めた経験を有するレイモンド・ゼイジ氏が、ファラロンの推薦に基づき、当会社の取締役役に選任されました。

ファラロンは、当会社が、車谷 CEO のリーダーシップのもと、内部管理体制・ガバナンスの強化及び財務体質改善・事業ポートフォリオ見直しを成功裏に実施し、東芝 Next プランに掲げた「インフラサービスカンパニーとして企業価値を最大化」という目的のもと、構造改革による収益体質の改善を着々と進められている点を、非常に高く評価しております。

他方、当会社は、従前、東芝 Next プランにおいて、大型の M&A に依存するのではなく、自律的な成長と小規模 M&A により成長を目指す旨の成長戦略とこれを前提とした資本政策を約束・公表しておりました。ところが、2020年11月11日付「Moving on to Growth」と題する東芝 Next プラン進捗報告（以下「11月11日進捗報告」といいます。）で、この従前示されていた成長戦略を大きく変更し、成長戦略の方針に関する合理的な説明を何ら行わないまま、1兆円規模の資金を M&A 等に用いる旨の、東芝 Next プランとは明らかに異なる内容の成長戦略・資本政策を突如公表されました。

当会社の現取締役は東芝 Next プランを実行することを公約して取締役に選任されているというべきところ、この東芝 Next プランを大幅に変更し、大型の M&A の推進等のリスクを伴う成長投資を実行することを経営方針とするのであれば、そこには必然的に東芝 Next プランで示された資本政策からの大きな変更が伴います（これまでも、当会社は、過去20年間に実施した大型の M&A の後に総額約1.8兆円もの減損額を計上し、結果的に株主資本を減少させ、経営危機に陥っています。）。そして、当会社が2020年7月に開催した定時株主総会においては、資本政策について株主総会が決議できる旨の定款変更議案が当会社により上程され、97.74%という極めて高い賛成率で可決されています。

以上の経緯からすれば、当会社が過去に約束した東芝 Next プランにおける成長戦略及び資本政策の大きな変更を行うのであれば、当会社の取締役会において、大型 M&A 等の戦略投資により目指すべきビジネスモデルを十分に検討し、大型 M&A 等の戦略投資の実行基準ないし方針に関する合理的な説明責任を果たした上で、当該方針について株主総会で株主の意思を確認することが適切であるとの見解に達しました。

そこで、請求人は、当会社に対して、上記議案（以下「本議案」といいます。）を目的事項とする臨時株主総会の招集を請求いたします。

(別紙3) ※ 別紙3の本文は本書面の記載のままです。

上記の各議案記載の提案の理由により、上記の各議案を速やかに株主総会において承認することが、当会社の株主共同の利益ため必要不可欠であると考え、臨時株主総会の招集を請求する次第です。

なお、提案理由にも記載のとおり、請求人としては、(1) 当会社の成長投資及び資本政策の方針に関する件(勧告的提案)を株主総会に上程することを希望しておりますが、万一当社が(1)の議案を取り上げない場合に備え、(2) 定款一部変更の件も株主総会の目的である事項とすることを請求しておりますので、(1)の議案を株主総会の目的事項として取り上げる場合には、(2)の議案を目的事項とする必要はありません。